政令第四百一号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。ただし、同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定の施行期日は、平成二十九年三月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本年金機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二号

日本年金機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十四条の二第五項及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本年金機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条を第十条とし、第二条の次に次の七条を加える。

（不要財産の国庫納付）

第三条　日本年金機構（以下「機構」という。）は、法第四十四条の二第一項の規定による不要財産（法第五条第四項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、法第四十四条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　現物による国庫納付に係る不要財産の内容
二　不要財産と認められる理由
三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
四　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
五　現物による国庫納付の予定時期
六　その他必要な事項

2　機構は、法第四十四条の二第一項本文の認可を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第四条　機構は、中期計画（法第三十四条第一項の認可を受けた同項に規定する中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。第六条第一項において同じ。）において法第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合において、その計画に従って現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　機構は、第一項の通知を行ったときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第五条　機構は、法第四十四条の二第二項の規定により、不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項並びに第七条第二項第一号において同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、法第四十四条の二第二項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
二　不要財産と認められる理由
三　納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
四　当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額
五　譲渡によって得られる収入の見込額
六　譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
七　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
八　譲渡の方法
九　譲渡の予定時期
十　譲渡収入による国庫納付の予定時期
十一　その他必要な事項

2　機構は、法第四十四条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容
二　譲渡によって得られた収入の額（第七条第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）
三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四　譲渡をした時期

3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4　厚生労働大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十四条の二第二項本文の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定した金額を機構に通知するものとする。

5　機構は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第六条　機構は、中期計画において法第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合において、その計画に従って譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。

（簿価超過額の国庫への納付）

第七条　機構は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があった場合には、法第四十四条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第五条第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。